

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月15日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件
(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500296 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500125 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 17 年 8 月 11 日の標準賞与額を 15 万円、同年 9 月 30 日の標準賞与額を 9 万 8,000 円、同年 12 月 22 日の標準賞与額を 38 万円、平成 18 年 8 月 3 日の標準賞与額を 45 万円、同年 10 月 13 日の標準賞与額を 48 万 8,000 円、平成 19 年 4 月 3 日の標準賞与額を 15 万 7,000 円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 11 日、同年 9 月 30 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 3 日、同年 10 月 13 日及び平成 19 年 4 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する業務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 11 日  
② 平成 17 年 9 月 30 日  
③ 平成 17 年 12 月 22 日  
④ 平成 18 年 8 月 3 日  
⑤ 平成 18 年 10 月 13 日  
⑥ 平成 19 年 4 月 3 日

A社から平成 17 年 8 月 11 日、同年 9 月 30 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 3 日、同年 10 月 13 日及び平成 19 年 4 月 3 日に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

金融機関が提出した請求者に係る預金取引明細表により、A社から請求期間に係る賞与が振り込まれたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、請求者及び前述の同僚は、賞与額について、1 万円未満の端数のない区切りの良い金額であった旨陳述しており、前述の振込金額に、当該振込金額から推認される社会保険料控除額等を加えた金額に 1 万円未満の端数は生じない。

これらを総合的に判断すると、請求者はA社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から請求期間①は 15 万円、請求期間②は 9 万 8,000 円、請求期間③は 38 万円、請求期間④は 45 万円、請求期間⑤は 48 万 8,000 円、請求期間⑥は 15 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 8 月 11 日、同年 9 月 30 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 3 日、同年 10 月 13 日及び平成 19 年 4 月 3 日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500323 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500126 号

## 第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 12 年から昭和 16 年 4 月 30 日まで

請求期間は、A 陸軍造兵廠に勤務しており、保険料を給与から控除されていた。新聞に書かれている旧令共済組合員の人事記録を調べて、年金記録に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険法（以下「法」という。）は、法第 28 条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる」と規定している（法第 28 条の 2 第 1 項）。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるか否かの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項」と規定されている（厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2）。

請求者は、本件訂正請求により、A 陸軍造兵廠における被保険者記録を登載することを求めているところ、訂正請求の対象となった A 陸軍造兵廠は旧陸軍共済組合令に基づく旧陸軍共済組合の事業所であることから、特定厚生年金保険原簿記録に含まれていない。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。